

全戸配布

木曽クリーンセンターだより

木曽町福島 7709 TEL(0264)24-3131

木曽広域連合
木曽クリーンセンター
令和5年12月号

「旧価格 20 円の生ごみ指定袋」は 令和 6 年 4 月 1 日以降使用できません

令和 5 年 10 月 1 日から木曽クリーンセンターの「指定ごみ袋」はすべて新価格に改定となっています。ただし、「**生ごみ指定袋**」に限っては、新価格との差額分（10 円）の証紙シールを貼ると生分解（堆肥化）ができなくなってしまうため、**例外的にお手持ちの旧指定ごみ袋のままで使用可能**としています。

ご自宅に残っている**旧指定袋の使いきり（令和 6 年 3 月 31 日まで）**と新指定袋への切り替えにご協力をお願いします。

令和 6 年 4 月以降も、旧価格の指定ごみ袋（60 円）に縛り付けることで 20 円証紙シールの代わりとして使うことはできます。

なお、自然に還る特殊な袋のため、長期間保管すると破れやすくなってしまうので、計画的なご購入・ご使用をお願いします。



旧価格「20 円」の生ごみ指定袋
(令和 6 年 3 月末まで使用可能)



新価格「30 円」の生ごみ指定袋

生ごみ指定袋の使用上の注意

- 指定袋は微生物の働きにより生分解して自然に還る特殊な袋のため、**差額分の証紙シールを貼って使うことはできません。**（シールが分解しないためです。）
- 指定袋は冷暗所で湿気を避けて保管してください。
- 指定袋に生ごみを入れて長時間放置しないでください。



※ 「生ごみ以外の旧価格指定ごみ袋」及び「証紙シール」に使用期限はありません。

木曽広域連合ホームページでカラー版をご覧ください。 <http://www.kisoji.com/>

裏面に「生ごみの分別一覧表」を掲載しますのでご活用ください